

横浜市病院安全管理者会議

令和6年度
薬剤部会 活動報告

薬剤部会再開までの経緯／「医薬品安全管理講習会」について

横浜市病院安全管理者会議と薬剤部会

【横浜市病院安全管理者会議】

- ・設置:平成12年度
- ・目的:市内病院における安全管理の推進及び市内医療機関の医療安全向上、啓発
- ・職種別に、5つの専門部会



薬剤部会：長らく、**休会**

複数の病院(担当者)から、再開の要望

横浜市病院安全管理者会議要綱

制定 平成12年5月19日（局長決裁）
最近改正 令和5年3月31日 健医安第3711号（局長決裁）

（目的）

第1条 横浜市内の市立病院等及びその他の病院（以下「参加病院」という）における安全管理推進及び市内医療機関の医療安全向上、啓発を目的として、横浜市病院安全管理者会議（以下「安全管理者会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 安全管理者会議は、次の事項を所掌する。
(1) 参加病院における安全管理の推進に関すること。
(2) 参加病院における安全管理について情報の共有化に関すること。
(3) 参加病院における安全管理の研修、教育に関すること。
(4) 参加病院におけるその他安全管理に関すること。
(5) 市内医療機関の医療安全向上、啓発に関すること

（定義）

第3条 この要綱において、使用する用語の定義は、次の通りとする。

「市立病院等」とは、市民病院、脳卒中・神経脊椎センター、みなと赤十字病院、公立大学法人横浜市立大学附属病院、公立大学法人横浜市立大学附属市民総合医療センター、社会福祉法人恩賜財團済生会支部神奈川県済生会横浜市南部病院、聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院、独立行政法人労働者健康安全機構横浜労災病院、昭和大学横浜市北部病院、社会福祉法人恩賜財團済生会支部神奈川県済生会横浜市東部病院、独立行政法人国立病院機構横浜医療センター、昭和大学藤が丘病院及び国家公務員共済組合連合会横浜共済病院をいう。

「その他の病院」とは、目的及び所掌事項に賛同して参加を希望した病院をいう。

（組織）

第4条 安全管理者会議は、参加病院の統括安全管理者、安全管理指導者などの安全管理担当者をもって組織する。

（会議）

第5条 安全管理者会議は、年2回開催とするほか、必要に応じて開催することができる。

（企画部会の設置）

第6条 安全管理者会議の内容や方針を企画、検討するため企画部会を設置する。
2 企画部会は参加病院の安全管理担当者をもって組織する。
3 企画部会は年2回開催とするほか、必要に応じて開催することができる。

（専門部会の設置）

第7条 専門の視点から安全管理の推進を図るため安全管理者会議のもとに次のとおり専門部会を設置する。
看護部会
放射線部会
検査部会
薬剤部会
臨床工学部会

2 専門部会は市立病院等を中心に参加病院の担当者で構成し活動を行う。
3 専門部会について必要な事項は別に定める。

（関係者の出席等）

第8条 安全管理者会議が必要と認めるときは、関係者を会議に出席させ意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

（連絡担当者）

第9条 安全管理者会議に、連絡担当者を置く。
2 連絡担当者の役割は、安全管理者会議に関する事務連絡及び参加者名簿の作成とする。
3 連絡担当者の人数は、各病院1名とする。

（庶務）

第10条 安全管理者会議の庶務は、医療局健康安全部医療安全課において処理する。

附則

この要綱は、平成12年5月19日から施行する。

（中略）

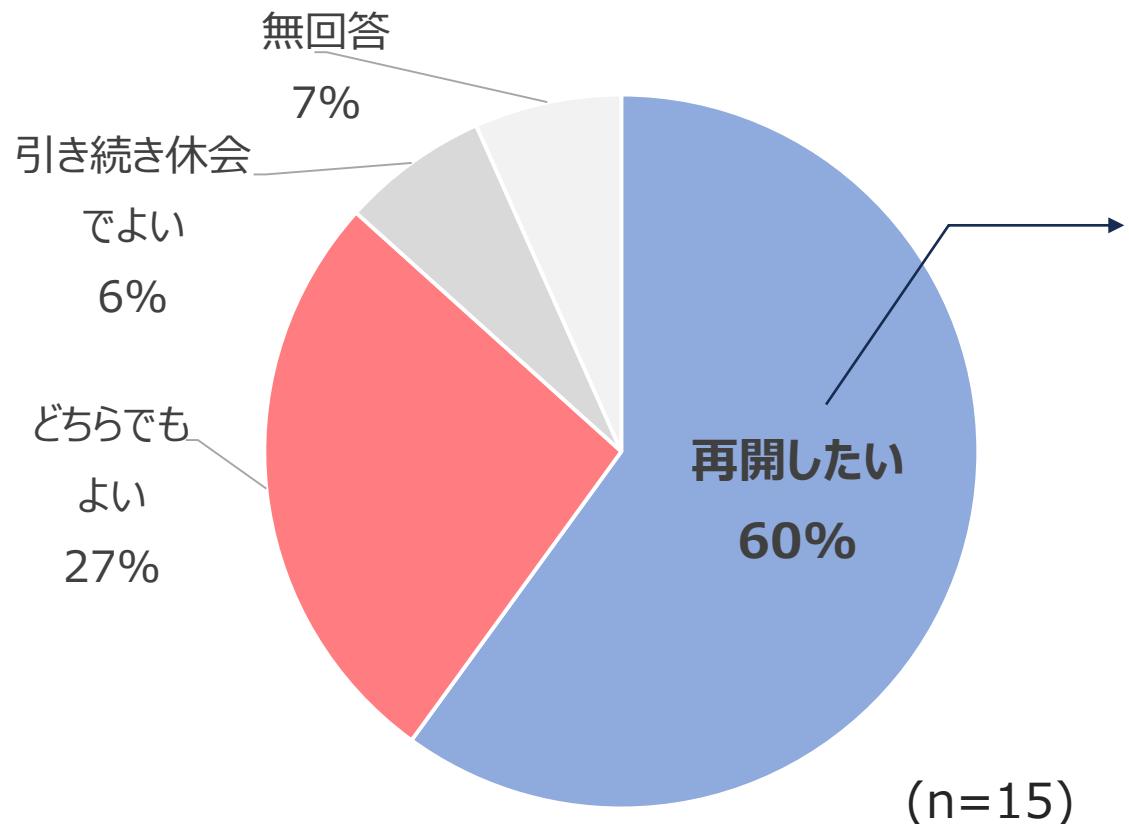
附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

薬剤部会再開に向けて - アンケート調査(Ⅰ)

※調査対象：会議参加施設 担当者（全13施設）

令和5年度、横浜市病院安全管理者会議 薬剤部会の活動について



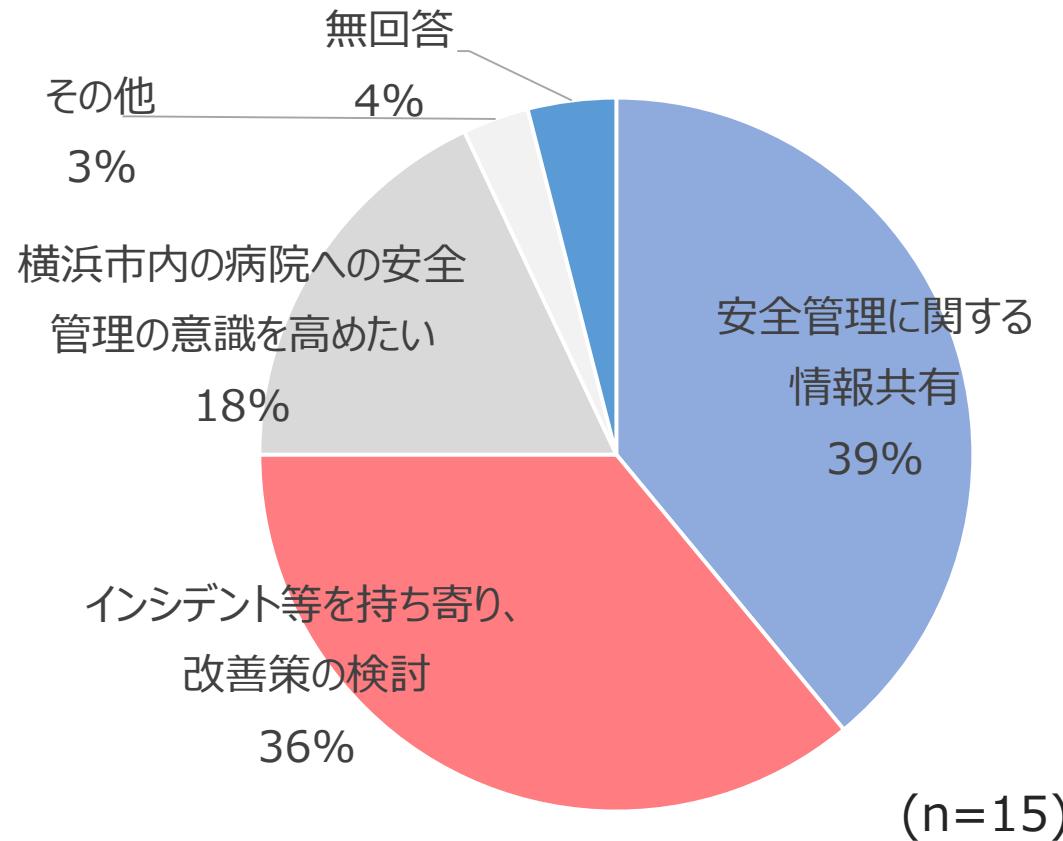
- 急性期、回復期、療養と病院種別により割合は変わりますが、薬剤に係るアクシデント、インシデントなどの施設も多いと思います。薬剤部会の再開により各病院の対応や取り組みを共有し、安全で効率的な病院運営に寄与したいと考えています。
- 昨今、薬剤関連の安全管理は多様化しており、近隣病院との情報共有は重要と考えるため
- 薬剤部門長だけではなく、一施設から複数人が参加し横のつながりを強化できれば良いと思いました。

※複数意見のうち、一部を抜粋

薬剤部会再開に向けて - アンケート調査(2)

※調査対象：会議参加施設 担当者（全13施設）

どのような活動や会議内容を希望しますか。
(複数回答可)



その他
(自由記載)

インシデント・アクシデントの3割は医薬品関連によるものでありますので、医療安全における薬剤師・安全管理者・医薬品安全管理責任者の役割は非常に重要です。

薬剤部会による病院間の連携により[市内医療機関の医療の質向上に繋がることに期待](#)しています。

※複数意見のうち、一回答のみ抜粋

薬剤部会の再開

準備期間

令和5年度

11/21 対象施設の担当者間で初会合

✓ 「再開」の方向性を確認

✓ 幹事3名を選出

1/11 企画会議(幹事のみ)

実稼働

令和6年度

9/24 第1回会議

✓ 部会の会則、目的を確認

✓ テーマ:医薬品安全管理講習会

2/25 第2回会議(予定)

✓ テーマ:(検討中)

横浜市病院安全管理者会議 薬剤部会会則

(目的)

横浜市内の市立病院等及びその他の病院における安全管理推進及び市内医療機関の医療安全向上、啓発、市内医療機関の医薬品安全管理体制の整備に係る施設間情報の共有・教育・研修内容をサポートすることを目的とする。

令和6年度第1回薬剤部会

テーマ：医薬品安全管理講習会

医療法施行規則 第一条の十一

- 2 病院等の管理者は、前項各号に掲げる体制の確保に当たつては、次に掲げる措置を講じなければならない。
- 二 医薬品に係る安全管理のための体制の確保に係る措置として、医薬品の使用に係る安全な管理（以下「安全使用」という。）のための責任者（以下「**医薬品安全管理責任者**」という。）を配置し、次に掲げる事項を行わせること。

イ 従業者に対する医薬品の安全使用のための研修の実施

- 口 医薬品の安全使用のための業務に関する手順書の作成及び当該手順書に基づく業務の実施（従業者による当該業務の実施の徹底のための措置を含む。）
- ハ 医薬品の安全使用のために必要となる次に掲げる医薬品の使用（以下「未承認等の医薬品の使用」という。）の情報その他の情報の収集その他の医薬品の安全使用を目的とした改善の方策の実施



各施設の取り組み状況、疑問点等の共有・意見交換

医薬品安全管理講習会の開催について

- ・直近テーマの共有／テーマ選定方法:
 - ・自施設で発生した事例・トピックス
 - ・繰り返し共有が必要な事項（規制医薬品、ハイリスク薬など）
 - ・PMDAからの周知事項、副作用被害救済制度 など
- ・開講方法: 講演、e-learning（動画形式／スライド形式）
- ・開催回数: 年1～4回

（以下、意見交換された内容）

- ・必須研修か？任意研修か？ ▶ 必須としている施設数：11（/13施設）
- ・受講率向上に向けた工夫
 - ・シンプルな構成、飽きさせないテーマ選定（転倒転落と絡めた内容）など
 - ・未受講者へのペナルティを課している施設も存在
- ・研修受講は、時間内？時間外？ ▶ 「時間内受講」を原則とする施設が多かった

今後に向けて

医薬品安全の確保に向け、
各施設が、「独自に」取り組んでいる状況が存在



薬剤部会の活動・つながりを通じ、
各施設・地域全体で
医薬品安全の向上に努めていきたい。